

お知らせ

## フードドライブにご協力をお願いします



問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当(1階⑩番窓口)

フードドライブとは、家庭や職場などで余った食品や日用品を持ち寄り、支援を必要としている人へ無償で提供する活動です。市では、包括連携協定を締結している明治安田生命相互保険会社と連携して、フードドライブを実施しています。

集まった食品や日用品は、日高市社会福祉協議会を通じて支援を必要としている人に対し、定期的を開催しているフードパントリーで、無償提供するなど、有効に活用します。

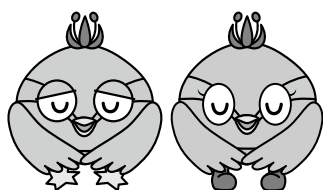
### 回収ボックス設置場所

下記の公共施設に設置してある回収ボックスに入れてください。

- 市役所 1階ロビー
- 各公民館

### 寄付できるもの

- 食品
  - 米、レトルト・インスタント食品、缶詰、菓子類、調味料、粉ミルク、飲料など
- 日用品
  - タオル、洗剤、せっけん、おむつ、生理用品、トイレット・ティッシュペーパー、歯ブラシなど



### 寄付できないもの

- 賞味期限、消費期限まで2か月未満のもの
- 開封されているもの
- 生鮮食品、要冷蔵・冷凍品、アルコール類(みりん、料理酒を除く)



お知らせ

## 情報公開制度・個人情報保護制度



問い合わせ 市政情報課法規・情報公開担当

### 情報公開制度とは

市が作成し、または取得した文書や図面などの公文書(市政に関する情報)を請求(申し出)に応じて、開示するものです。

### 個人情報保護制度とは

市が作成し、または取得した個人情報を本人の請求に応じて、開示や訂正などを行うものです。

※市では、法令等に基づき個人情報を適切に管理しています。

#### 令和7年度情報公開制度の運用状況

- 開示請求19件…開示11件、部分開示8件
- 任意的公開申し出25件…公開16件、部分公開3件、非公開4件、取り下げ2件

#### 令和7年度個人情報保護制度の運用状況

- 開示請求22件…開示16件、部分開示3件、不開示3件

### 請求・申し出の手続き

電子申請、請求書(申出書)に住所・氏名・公文書の名称などの必要事項を記入し、郵送または直接担当へ

### 請求・申し出に対する決定

原則として、公文書については15日以内に、個人情報については30日以内に開示等の決定をし、文書で請求者等に通知

※やむを得ない理由があるときは、60日を限度に延長することがあります。

※内容によっては、開示等ができないことがあります。

情報公開制度は「公文書」、個人情報保護制度は「個人情報」とキーワードを入力し、希望する手続きを選択してください。

